

## 意見陳述書

2022年6月19日 那覇地方裁判所

松島泰勝(ニライ・カナイぬ会共同代表、龍谷大学教授)

被告側「答弁書」(令和4年6月9日付文書)には次のような記載があります。

- ① 「本件人骨については、昭和初期に京都帝国大学(当時)の研究者が沖縄県内に所在する墳墓等から収集したものとされていることしかわかっていない。」4頁
- ② 「移管台帳に記載された本件人骨の番号、採集場所、性別は、調査研究によって明らかになったものか不明であり、それらの裏付け資料はない。」4頁
- ③ 「現時点で、本件不開示部分(1)が開示されれば、移管台帳に記載された頭蓋骨の採集場所は、本件人骨の特定のために採集場所とされている地名等が記されているにすぎないのに、既に調査研究などで確定されて採集場所であると誤解される可能性が高い。本件不開示部分(1)が開示されれば、様々な者から、様々な主張がされる恐れがある。そうすると、その対応に追われ、調査研究に専念できないばかりか、調査研究そのものが萎縮してしまう。したがって、本件不開示部分(1)を公にすることにより、調査研究に係る事務の公正かつ能率的な遂行が不当に阻害されるおそれがある。」5～6頁。

当該遺骨を墳墓から持ち去った金関丈夫の著作『琉球民俗誌』(法政大学出版局、1978年)には次のような「付記」が記載されています。「この琉球旅行によって採集された琉球人骨のうち、頭骨の人類学的研究の成果は『国立台湾大学解剖学研究室論文集』第二冊、一九四八年四月、二二七～三三〇頁に、許鴻梁によって発表された。頭骨以外の人骨については未発表、全資料は右記の研究室に保管されている。(一九七五年六月四日付記)」

許の論文「琉球人頭骨ノ人類學的研究」(添付資料1)は金関丈夫を指導教授として執筆された学術論文です。現在、当該遺骨の調査を実施している土肥直美氏も自著の中で「その成果(台湾大学解剖学研究室論文集(1948))は、長い間、唯一の琉球人骨計測資料として私たち後輩研究者に情報を提供し続けてきた」(土肥直美『沖縄骨語り』琉球新報社、2018年、181頁)と述べています。

許鴻梁が研究対象にした人骨は、金関丈夫が1929年に琉球から収集したものが中心でした。それにくわえて、京都帝国大学医学部の足立文太郎教授が分析した、東京帝国大学人類学教室が所蔵する琉球人頭骨(鳥居龍蔵蒐集)にかんするプロトコール(治験実施計画書、金関丈夫保管)、和田格博士が1938年に与那国島で「蒐集」した頭骨、そして熊本医科大学旧蔵の琉球人頭骨(金関丈夫保管)を「材料」として統計学的研究を行いました。許が分析した頭蓋骨の由来地はつぎのとおりです。「沖縄本島」が男22体、女15体で合計37体、「運天」が男19体、女14体で合計33体、「那覇行路屍」が男5体、女3体で合計8体、「首里」が合計2体、「山城」が男1体、「池上」が男1体、「中城」が1体です。「沖縄本

島」とあるのは、東京帝国大学人類学教室の頭蓋（鳥居龍蔵蒐集、足立文太郎計測）と、熊本医科大学の頭骨の総数です。「運天」とあるのは、「運天港百按司墓(Monodgana)」の「墳墓骨」です。「那覇市行路屍」は、同市行路屍墓地から発掘された人骨であり、市役所帳簿により「沖縄本島出身者」であることが判明したものです。これ以外に、宮古島、奄美大島、与那国島の頭蓋骨もありました。宮古島の一例は首里市の師範学校が保管していたものであり、奄美大島の一例は那覇市の行路屍墓地から出土されたものです。与那国島頭蓋は、同島の「屋島墓」から持ち出されたものです。

つまり、上記学術論文においても、沖縄県教育委員会が述べる「本件人骨の番号、採集場所、性別」が分析されたのであり、土肥直美氏も同論文の存在を認めています。金関丈夫が採取場所を記録した人骨標本台帳をもとにして許が論文を執筆したのであり、「本件人骨の特定のために採集場所とされている地名」とは言えません。しかし、沖縄県教育委員会は、①、②、③のように「答弁書」という公文書において虚偽の答弁をしたといえます。

私は京都大学の情報公開制度に基づいて「人骨標本番号が付された京都大学法人文書」の全ての閲覧を申請したことがあります。その結果、1番から750番までの人骨標本台帳（その一例が添付資料2）を閲覧し、複写することができました。同台帳には、人骨標本番号、採集場所や年月、性別、入手経路などが記載されています。京大が人骨標本台帳を公開しているにもかかわらず、沖縄県教育委員会が、「調査研究に専念できない」、「調査研究そのものが萎縮してしまう」として、「人骨標本台帳」に相当する「移管台帳」を公開できないというのは、同じ研究機関として、到底理解できません。人骨情報を公開し研究者との意見交換を通じて、研究を進めるというのが、「あるべき研究のあり方」なのであり、情報を公開せず、研究対象物を隠蔽して研究を行うと、独善的な、非科学的な研究結果になります。このような研究姿勢は、世界的なスタンダードからも大きく逸脱し、研究成果の信憑性も揺らぎます。内密に人骨研究を遂行することは、かえって、違法に盗掘した遺骨を違法に管理し、違法に研究していることを隠蔽しようとしているのではないかの疑念を招くでしょう。

人骨研究は「人を対象とする研究」に相当し、現在、国内外の研究機関において、「研究倫理指針」にもとづいて慎重に研究されています。しかし、沖縄県教育委員会には「研究倫理指針」がなく、遺骨の子孫から人骨調査に関する同意や了解を得ず、沖縄県の公費を使って一方的に人骨調査を行なっています。遺骨に関する情報を公開しないことも、「研究倫理」に悖る行為であり、教育・研究行政機関として許されないことです。

なお63体の遺骨の中には奄美大島の人々の遺骨も含まれており、2021年に同島在住の原井一郎氏が、鹿児島県という他県の人々の遺骨を沖縄県が保管することの問題性を主張し、同遺骨に関する情報の提供を沖縄県教育委員会文化財課に求めましたが、拒否されました。

沖縄県教育委員会は、遺骨に関する情報を公開し、遺骨の当事者と真摯に話し合い、その同意に基づいて人骨研究を行うべきです。そうでないと、沖縄県教育委員会は人権に配慮しない研究機関として琉球の歴史に汚点を残すでしょう。それは沖縄県の子供達にたいしても「お手本」にならず、悪い教育効果を与えることは否定できません。